

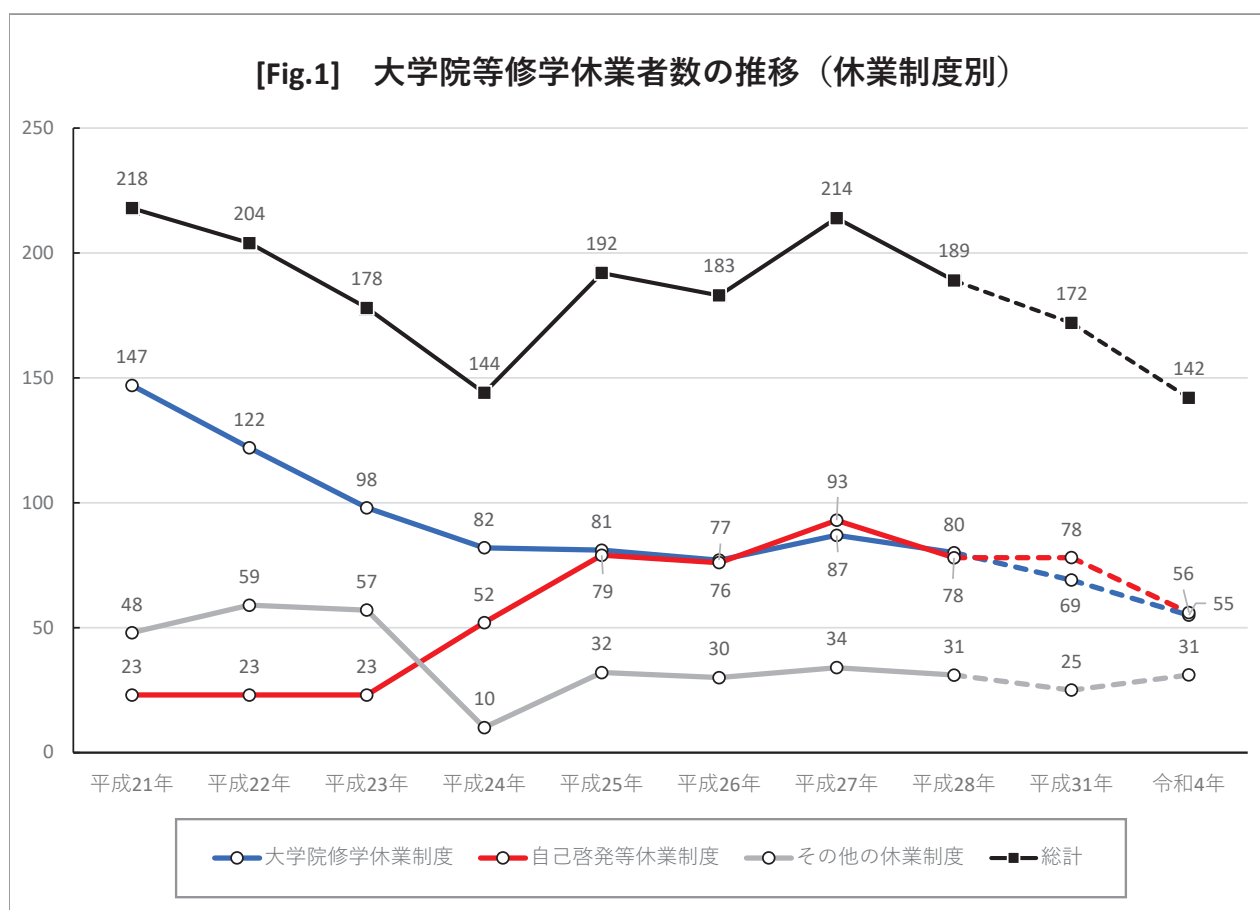
大学院等修学休業者数の推移

○大学院等修学休業者とは、大学院修学休業制度、自己啓発等休業制度または各自治体が制定する修学に伴うその他の休業制度（以後、その他の休業制度という）を活用した公立学校教員休業者を指す。

○大学院等修学休業者数には、各調査年度の4月1日時点において休業中の者を計上する（新規・継続ともに含む）。

○令和4年度における大学院等修学休業者の総数は142人であった。
このうち、大学院修学休業制度を活用した教員は55人、自己啓発等休業制度を活用した教員は56人、その他の休業制度を活用した教員は31人であった。

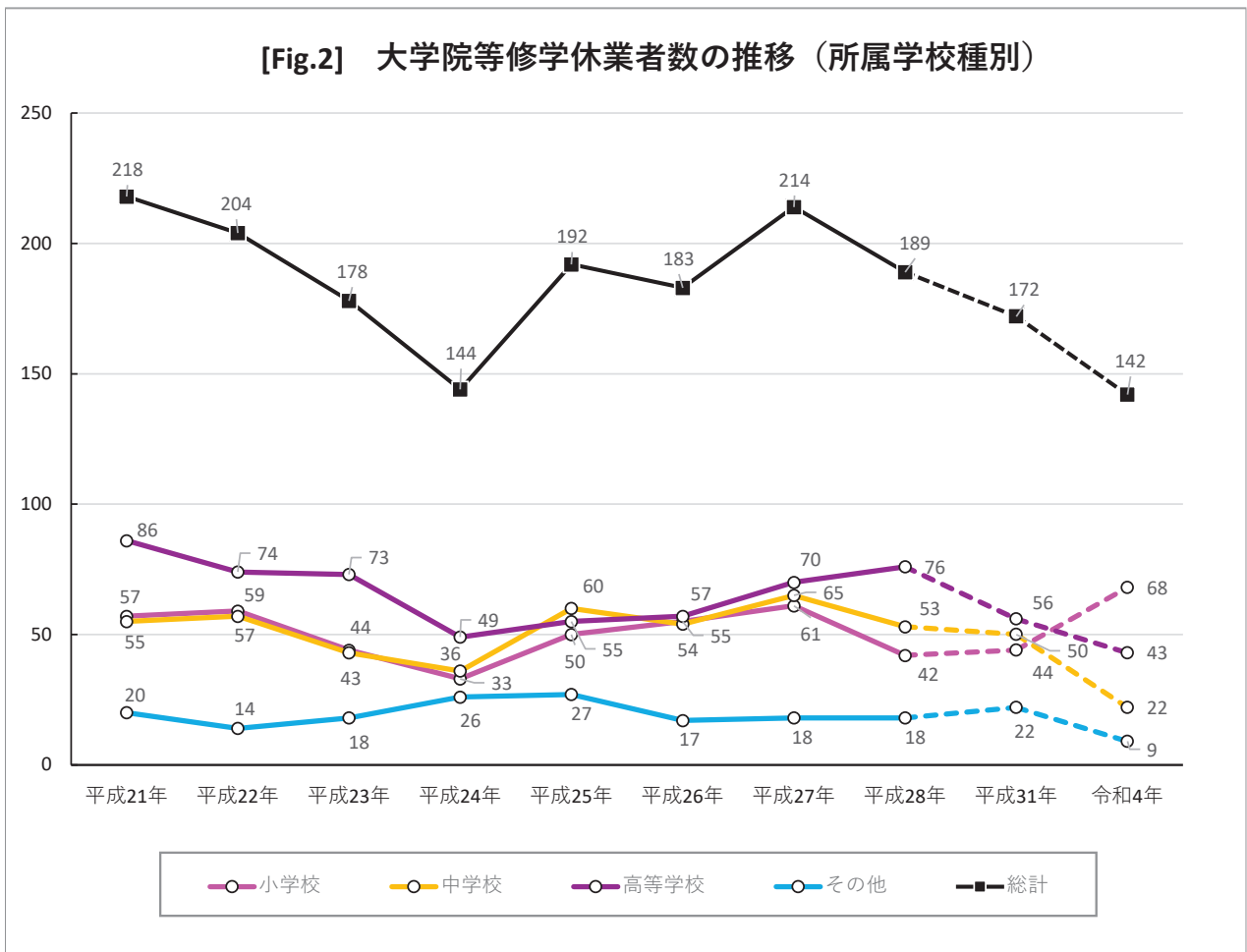
○この結果を踏まえ、平成21年度以降の大学院等修学休業者の総数及び休業制度別人数の推移を[Fig.1]に示した。



※複数年度調査がなされていない箇所に関しては、点線にて推移を標記している。

○令和4年度における所属学校種別人数は、小学校教員が68人，中学校教員が22人，高等学校教員が43人，その他の学校種（特別支援学校，幼稚園，幼保連携型認定こども園）に所属する教員が9人であった。

○この結果を踏まえ，平成21年度以降の大学院等修学休業者の総数及び所属学校種別人数の推移を[Fig.2]に示した。



※複数年度調査がなされていない箇所に関しては、点線にて推移を標記している。